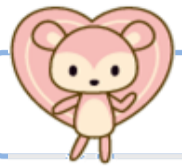


「まもりすまい保険」を取り入れ、お客様の 建ててからの安心サポートを万全に整えました。



住宅瑕疵担保責任保険 まもりすまい保険

■商品の仕組み

住宅保証機構は、保険証券記載の住宅(以下「保険付保住宅」といいます。)の基本構造部分の瑕疵に起因して、保険付保住宅が基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たさない場合(以下「保険事故」といいます。)、被保険者である住宅事業者が住宅取得者に対し瑕疵担保責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)について、保険金をお支払いいたします。

■保険の対象

①保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

- ・保険付保住宅の基本構造部分の瑕疵に起因して、基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たさない場合の保険事故により、住宅事業者様が住宅取得者に対し瑕疵担保責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

- ・保険付保住宅に保険事故が発生した場合において、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合は、住宅保証機構は、普通保険約款に基づき、住宅事業者様が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において住宅取得者に対して保険金をお支払いします。この場合、住宅保証機構は、住宅事業者に対して損害をてん補したものとみなします。

お支払いする主な保険金は次のとおりです。

- ・保険事故を補修するために必要な材料費、労務費、その他の直接費用(保険開始日における設計・仕様・材質等を上回ることにより増加した補修費用については対象となりません。)
- ・補修の範囲、方法、金額を確定するための調査費用(瑕疵の存在の有無を調査するための費用を除きます。)
- ・仮住居・移転費用

②保険金をお支払いできない場合

以下に掲げる事由により生じた損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

○住宅事業者、住宅取得者、保険付保住宅にかかる建設工事、設計、工事監理、地盤調査、地盤補強工事等を行うために締結された請負契約もしくは受託契約の当事者(これらの当事者と締結された下請負契約または再受託契約の当事者、およびこれらの者から重層的に契約が締結されたいずれの当事者も含みます。)、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失により生じた損害(故意または重大な過失がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。))については、保険事故に該当する場合であったとしても、保険金を支払いません。

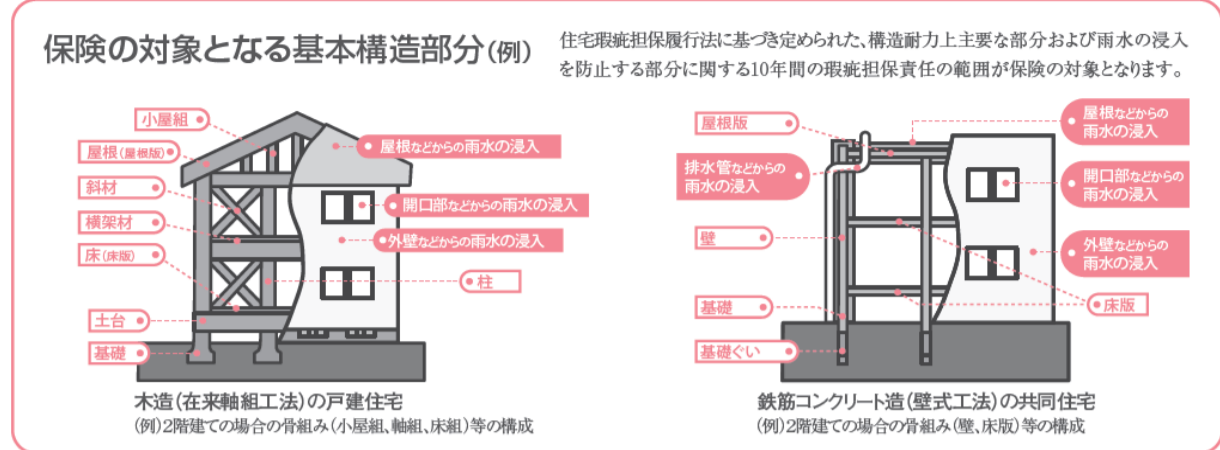
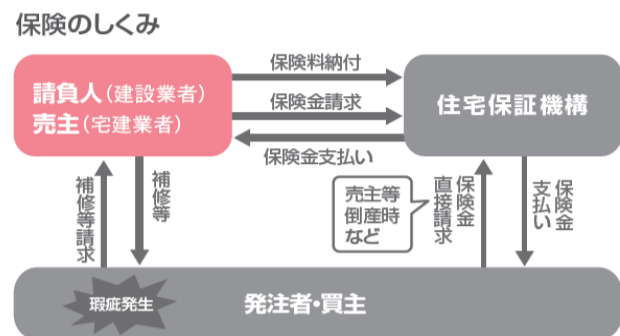
○次に掲げる事由により生じた損害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。))については、保険事故に該当しないものとして、保険金を支払いません。

- ・洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
- ・土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
- ・保険付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは保険付保住宅の性質による結露または瑕疵によらない保険付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
- ・瑕疵に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害
- ・保険付保住宅の増築・改築・補修(保険事故による補修を含みます。)の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- ・補修作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣または正当な理由のない補修の遅延
- ・保険付保住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象

○地震もしくは噴火またはこれらによる津波が直接的または間接的な原因となって、保険付保住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害が生じた場合、この被害に係る損害(地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし保険付保住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。))に対しては保険金を支払いません。

○次に掲げる事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害、ならびにこれらの事由がなければ発見されなかった瑕疵によって生じた損害を含みます。))については、保険事故に該当するか否かにかかわらず、保険金を支払いません。

- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性
- ・石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性



■保険期間(保険のご契約期間)

○保険責任は、原則として住宅の引渡し日に始まります。

○保険期間は、原則として10年間とします。

■引受条件(保険金額等)

○ご契約いただく保険金額の設定については、次の点にご注意ください。詳しくは事務機関等の保険取次店または住宅保証機構までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険付保住宅及び住宅事業者様等の保険金額につきましては申込書にてご確認ください。

①保険金支払限度額について

	《一戸建住宅》	《共同住宅等》
1住宅あたり限度額	2,000万円	2,000万円
調査費用	1住宅あたり補修金額の10%または10万円のいずれか大きい額 ※ただし、調査費用の実額または50万円のうち小さい方を限度。	1住棟あたり補修金額の10%または10万円のいずれか大きい額 ※ただし、調査費用の実額または200万円のうち小さい方を限度。
仮住居・移転費用	1住宅あたり 50万円	1住棟あたり 50万円

■免責金額、縮小てん補割合

○この保険契約では、免責金額(自己負担額)や縮小てん補割合が次のとおり設定されています。

○支払保険金の計算式は次のとおりです。

免責金額(自己負担額)	10万円	※被保険者が住宅建設事業者、住宅取得者が住宅販売事業者となる契約(分譲住宅の建設事業者申請の場合)については住宅取得者である住宅販売事業者に保険金を支払う場合のてん補割合は80%となります。
縮小てん補割合	被保険者が倒産等の場合※	
		上記以外の場合

○支払保険金の計算式は次のとおりです。

$$(\text{保険の対象となる損害の額} - \text{免責金額}) \times \text{縮小てん補割合}$$

■事故が発生した場合の手続き

○保険事故に該当すると思われる瑕疵を発見した場合や、住宅取得者より瑕疵の発見の通知を受けた場合には、直ちに統括事務機関等にご連絡ください。現地を確認した後、保険金のご請求対象となる場合は、所定の事項について住宅保証機構に書面のご提出をお願いします。(正当な理由なくこれらの連絡等がなされなかった場合には、保険金をお支払いできなかったり、保険金の支払額が削減されたりすることがあります。)

○この保険では、住宅保証機構が住宅事業者様に代わって住宅取得者との示談交渉を行うサービスはありません。

■住宅事業者の倒産時等の取扱い

○保険付保住宅に保険事故が発生した場合において、住宅事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合は、住宅保証機構は、普通保険約款に基づき、住宅事業者様が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において、住宅取得者に対して保険金を支払います。この場合は、住宅取得者が保険金請求手続きを行うこととなります。

国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人



〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目1番38号 芝公園三丁目ビル
お問い合わせ・ご相談窓口 03-6435-8870

<http://www.mamoris.jp>